

選挙制度の主な変遷

※昭和 25 年に公布された「公職選挙法」の改正内容や当市における変更点等のうち、主に投票に関わるものをまとめたもの。

時 期	概 要
昭和 25 年	○各選挙法をまとめた「公職選挙法」を公布
昭和 57 年	○参議院議員通常選挙の全国区制を拘束名簿式比例代表制へ変更 (昭和 58 年の参議院議員通常選挙から適用)
平成 6 年	○衆議院議員総選挙の中選挙区制を小選挙区比例代表並立制へ変更 (平成 8 年の衆議院議員総選挙から適用)
平成 9 年	○投票環境向上策(投票時間の延長等)を柱とする改正
平成 10 年	○在外選挙制度の創設(衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙)
平成 11 年	○洋上投票制度の創設
平成 12 年	○参議院議員通常選挙の拘束名簿式比例代表制を非拘束名簿式比例代表制へ変更 (平成 13 年の参議院議員通常選挙から適用)
平成 15 年	○期日前投票制度の創設 ○郵便等による不在者投票における対象者の拡大及び代理記載制度の導入 ○衆議院総選挙及び参議院通常選挙における選挙運動のためのパンフレット又は書籍の頒布の解禁
平成 17 年	○14 市町村合併(平成 17 年 1 月 1 日) ○上越市議会議員増員選挙の執行 ・合併特例法に基づく定数特例を適用し、合併前の町村の区域に選挙区を設けて増員選挙を執行 ・特例期間は、特例期間は、合併前の上越市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期まで
平成 18 年	○在外投票の対象の拡大(衆議院及び参議院の選挙区選出議員の選挙) ○国外における不在者投票制度の創設 ○南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票制度の創設
平成 19 年	○地方公共団体の長の選挙における選挙運動のためのビラの頒布の解禁
平成 24 年	○市町村合併の特例措置がなくなる初の上越市議会議員一般選挙の執行
平成 25 年	○インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁 ○成年被後見人の選挙権の回復 ○指定病院等における不在者投票の外部立会人制度の創設(努力規定)
平成 27 年	○選挙権年齢の 18 歳以上への引下げ (平成 28 年 6 月 19 日以降に公示される国政選挙等から適用)
平成 28 年	○農業委員会委員の公選制廃止 ○選挙人名簿登録制度の見直し(いわゆる表示登録制度の創設) (平成 28 年 6 月 19 日以降に公示される国政選挙に係る選挙時登録から適用) ○共通投票所制度の創設、期日前投票所の投票時間の弾力的な設定等、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大 ○選挙権年齢の 18 歳以上への引下げの適用 (当市においては同年執行の参議院議員通常選挙から) ○洋上投票の対象船舶の拡充、対象者の拡大(実習生等の追加) ○都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直し

時 期	概 要
	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙人名簿の縦覧制度の廃止と閲覧制度への一本化 ○在外選挙人名簿の登録制度の見直し（出国時申請の創設）
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ○最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し ○都道府県又は市の議会の議員の選挙における選挙運動のためのビラの頒布の解禁
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ○海区漁業調整委員会委員の公選制廃止 ○土地改良区総代選挙における選挙管理委員会による管理の廃止
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ○特例郵便等投票制度の創設（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例）
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ○在外投票の対象の拡大（最高裁判所裁判官国民審査）
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ○期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓内容の見直し（該当する事由の特定を不要に）